

ごあいさつ

理事長 原 勝治

地域住民の皆様には、日頃財団の運営に対し格別なるご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。ご案内のように本財団は茄子川地域の住民力により運営する全国的にも極めて希少な財団法人として80年近く先人の努力によりその歴史を築いてまいりました。

本財団は、貴重な里山財産を永続的に維持管理することにより、森林のもつ様々な有益機能（水源涵養、災害防備等）の維持向上、併せて基本財産の有効活用（定年化促進、高齢者等の健康増進、地域振興事業等）を通じて地域の振興発展と福祉の向上に努めてまいりました。

今、ご案内のとおり、リニア中央新幹線中津川駅及び同車両基地の設置が中津川市西部坂本地区に決定いたしました。

このことにより21世紀当地区は東濃地域の中核都市として飛躍、発展することが大いに期待されますことから、茄子川地域未来の構築及び創造が本財団の重要使命と考えております。

ついては、それがため本財団は今公益法人改革の渦中にありますが、これ乗り越え、新たな立派な法人格を備えた財団法人として存続するためその認定に向け進めております。

今年度中には地域に開かれた新たな住民コミュニティーホール財団として発足いたす予定であります。

次に本財団の里山は、サレキ層の脆弱地質のため、過去には山地崩壊による土石流が発生し、甚大な災害が幾度も地域を襲い、尊い人命が失われていました。

そのため、長年の要望が受け入れられ国の採択を得て県事業として「地域防災対策総合治山事業」が施行されました。

この事業は、財団の歴史に永く記録に残すべく地域災害防備の大事業であります。

今後共より一層皆さんに親しまれ、頼りになる財団として役員一同、努力、邁進してまいります。皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

新 役 員 名 簿

執 行 部

理 事	木村嘉子夫	1 区
	篠原 忠夫	2 区
	小池 正允	3 区
	加藤 弘徳	4-2区
	新田 兼正	5 区
	原 勝治	6 区
	新田 勝	7 区
	河尻 欣一	8 区
	吉村 勝行	二美区
監 事	渡邊 岩男	6 区
	中川 征児	新町区
	小幡 勉	曙 区

理 事 長	原 勝治
副 理 事 長	河尻 欣一
山林委員長	小池 正允
土地委員長	木村嘉子夫
庶務委員長	河尻 欣一



地域防災対策総合治山事業について

前 山林委員長 山本 猛

茄子川地域の上流に広がる財団が所有する森林は、きれいな水を育み、災害を防ぎ、自然環境を守るなど公益機能の高い森林であります。

茄子川地域の皆さんはこの豊かな森林の恵みを幾世代にわたって受けながら森の文化、木の文化を育み地域経済の発展を遂げてきました。

しかし、この森林にはほぼ全域に「黒雲母花崗岩」が分布しております。

この基岩は本来なら硬い岩石ですが、現状は長い年月や地殻変動の影響を受けて、すでに風化が地下深く進み、結合力が極めて弱い「マサド」と言われる砂状風化物になっております。

そのうえ山腹勾配が極めて急峻なこともあって全域で侵食・崩壊に対して脆弱な地質・地形となっております。

つまり一見安定して見える山地なのですが、実は山地災害発生の可能性が極めて高い林地なのです。

このため、当財団はかねてより岐阜県に対して地域の皆さんの安全、安心な生活を守る上で基本となる治山事業の実施を、繰り返し強く要望して参りました。

この結果ようやく念願がかない、平成21年度において「地域防災対策総合治山事業」の認定を受け、平成22年度から恵那農林事務所において工事に取組んで頂きました。

ここでは、その事業内容を以下ご説明申し上げます。

1. 治山事業の目的

(1) 災害に強い森林づくり

荒廃山地又は荒廃の恐れのある山地に対して、山麓を固定して土砂の侵食を防ぐための溪間工事、又は山崩れを森林に復旧するための山腹工事等を実施することにより、崩壊土砂の流出、洪水、土石流等による災害の防止や軽減を図る。

(2) 水源地域の機能強化、環境づくり

良質な水資源の安定的な供給と森林の保全に資するため「緑のダム」としてのきれいな水を育む機能を高めるために、多様な森林整備を推進して良好な森林水環境の形成を図る。

2. 治山事業の対象森林及び工種の内容

(1) 対象森林

治山事業は保安林地内で施行することになっており、当財団所有森林のうち保安林約230ヘクタールが施行の対象である。

(2) 工種の内容

保安林内の10溪流に対して、谷の勾配を緩和して土砂の侵食を防ぎ、山麓を保護するための谷止工を23基、谷を固定して既設の谷止工を保護するための床固工を2基、谷及び山腹を保護するための護岸工、山崩れを復旧するための山腹工を施工する。

(3) 工事期間

平成22年度から24年度までの3カ年間

工事の詳細は、裏面の図及び写真ご参照ください

公益法人移行認定申請手続きについて

事務局長 小倉裕孝

理事会・評議員会の決定を受けて昨年8月から岐阜県庁の所管課（農村振興課）と事前協議をはじめました。

財団の事業が公益事業に該当するのか、収支が基準を満たしているのか、新しい定款がふさわしいのかなど細かなチェックを受け、昨年10月には事前審査の申請を行いました。

その後県の担当者の異動もあり予想以上に時間がかかっているように思っています。

現在は事前審査の段階ですが、近々に本申請に入れることと思います。

本申請が行われると、今度は県の認定委員会の審査を受けることとなります。

予測では秋ごろには審査結果が出ると考えておりますが、過去には6ヵ月程かかった例もありますので更に遅れる懸念も残っています。

なお所管課の事前審査では、公益法人としての要件は満たしているとの感触を得ております。

地域防災対策総合治山事業 実施説明図

現場確認と写真撮影；平成24年5月

撮影対象；主に平成23年度工事対象の谷止工としました。

地図上に説明のない谷止工はこれ以前に設置されたものです。

今回の事業は、平成24年に谷止工1基の他、床固工、護岸工、山腹工を実施して完了となります。



下流側から見た3基の設置状態



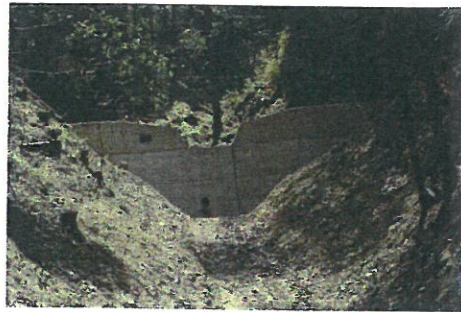
下流側から見た3基の設置状態



下流側から見た2基の設置状態



下流側から見た3基の設置状態



平成24年度工事域

